

# 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準」

## 【土産物店】



- ・ 必須：~~2~~722項目
  - ・ 選択：~~1~~510項目
  - 推奨：~~1~~1項目
- (令和5年3月13日改定)

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【土産物店：必須2-7-2-2項目】

○主に来店者の感染症予防

(1) 入店・支払

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1 <input type="checkbox"/> 発熱や体調不良等がある場合は、来店しないよう要請している。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>→可能であればお断りする際のマニュアルを作成したり、来訪14日前からリスタ行動を抑制するように依頼します。</p> <p>・具体的な方法例：①入口での掲示 ②従業員による呼びかけ ③ホームページでの告知 ④アナウンス放送による呼びかけ</p>
<p>2 <input type="checkbox"/> 店内入口に消毒設備を設置し、入店時等に手指消毒を実施するよう要請している。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>・店内入口にアルコール消毒液等を設置してください。 ※可能であればアルコールアレルギーの方への配慮もお願いします。</p> <p>・具体的な方法例：①掲示物や立看板による掲示 ②アナウンス放送による呼びかけ ③従業員による呼びかけ</p>
<p>3 <input type="checkbox"/> 列が発生する場合は来店者同士の対人距離を確保している。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>・順番待ち等により列が発生する場合、可能な範囲での対人距離を確保してください。</p> <p>・具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③足元誘導シールの使用</p>
<p>4 <input type="checkbox"/> レジ等での長時間継続的な対面接客時に飛沫感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>・具体的な方法例：①アクリル板の設置 ②透明ビニールカーテンの設置 ③社会的距離（2m以上）の確保</p>
<p>5 <input type="checkbox"/> 支払い時における現金等の受け渡し後には手指衛生の感染防止対策を行っている。</p> <p>→(具体的な方法： )</p>	<p>→具体的な方法例：①キャッシュレス決済の導入 ②ヨイントレイの活用及び定期的な消毒 ③手指消毒の徹底（金銭の受け渡し前）</p>
<p>6 <input type="checkbox"/> 基本的な感染防止対策について注意喚起を行っている。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策は、<del>飲食時以外のマスク着用</del>、定期的な手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、<del>社会的距離の確保</del>を言います。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起</p>

【土産物店:必須】

(2) 店内利用

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>7 <input type="checkbox"/> 店内の密を回避する対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法: )</p>	<p>・店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるための対策を行ってください。</p> <p>・具体的な方法例①混雑につながるような販売促進策の自粛            ②事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮の呼びかけ            ③混雑時間帯に関する情報提供（オフピークタイムでの来店呼びかけ）            ④混雑時の入店制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討            ⑤「<del>1グループ1人又は少人数での入店を呼び掛ける。</del>」</p>
<p>8 <input type="checkbox"/> 購入しない品物への接触をできるだけ避けるよう来店者に要請している。</p> <p>(具体的な方法: )</p>	<p>具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起            ②アナウンス放送による注意喚起            ③従業員による呼びかけ</p>

○主に従業員の感染予防

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>9 <input type="checkbox"/> 従業員と常に連絡がとれるようにしている。</p> <p><del>(具体的な方法: )</del></p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p><del>→具体的な方法例: ①緊急連絡網の作成</del></p>
<p>10 <input type="checkbox"/> 従業員の体温・体調をチェックしている。</p> <p>(具体的な方法: )</p>	<p>・従業員に発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）がある場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させてください。（家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。）</p> <p>・従業員が、体調が優れない時に申し出しやすい環境作りに努めてください。</p> <p>・具体的な方法例：①業務開始前に検温・体調確認を実施</p>
<p>11 <input type="checkbox"/> <del>マスク着用を遵守し、</del>大声での会話を避けている。</p>	<p><del>→マスクが着用できない場合は社会的距離を保つか、フェイスガードやマウスシールドを着用してください。</del></p> <p><del>→必要に応じ、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を着用してください。</del></p>

【土産物店:必須】

<p>12 <input type="checkbox"/> 手指消毒や手洗いを徹底している。</p>	<p>・定期的に手指消毒や手洗いを実施するとともに、就業開始時や休憩室の利用前後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。</p>
<p>13 <input type="checkbox"/> 接客にあたっては、対人距離確保等の感染対策を行っている。  (具体的な方法： )</p>	<p>・カウンター越しの接客対応も含みます。 ・具体的な方法例：①来店者の正面に立たないように注意し、対人距離をできるだけ1.2m(最低1m)以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。</p>
<p>14 <input type="checkbox"/> ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。</p>	

○店舗における感染症予防

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>15 <input type="checkbox"/> 十分に換気を行っている。  (具体的な方法： )</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 <b>※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。</b> ※窓の開放による場合、複数の窓がある場合は二方向の窓を開け、窓が一つの場合はドアも開けることにより、空気の流れをつくってください。 また、1時間に2回以上、数分程度換気してください。 ※機械換気による場合、一人あたり毎時30㎡以上の換気量を確保してください。換気量は、換気設備の取扱説明書等で確認するか、設置業者等に問い合わせてください。 (建築物衛生法(通称:ビル管理法)の「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、この必要換気量を満たすことになると考えられます。) ※詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。 <del>※夏場は、厚生労働省作成『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、熱中症予防との両立を適切に行ってください。</del> ※冬場は、厚生労働省作成『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、室温の低下による健康影響の防止との両立を適切に行ってください。</p>

【土産物店：必須】

<p>16 □ 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等を、 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適 時定期的に清掃・清拭消毒している。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等とは、 テーブル、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、コイントレイ、券売機、蛇口、手すり、ドリ ンクバーのボタン、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティ ション、トイレの便座や洗浄レバー などは、</p> <p>→具体的な方法例：①アルコール消毒液を使用した清拭消毒 ②次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用した清拭消毒 ③界面活性剤含有の洗剤を使用した清拭消毒</p> <p>※『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について』（厚生労働省・経済産業省・消費者庁 特設ページ）を参考にしてください。</p>
<p>17 □ ゴミを回収する者の感染防止対策を強化している。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→具体的な方法例：①マスク及び手袋を着用して作業し、作業後に手洗い・手指消毒を実施</p>
<p>17 □ ゴミを回収する際にビニール袋に密閉し、飛散しないよ 18 □ う対策するとともに、作業後に手を洗っている。</p> <p>(具体的な方法： )</p>	<p>・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、飛散しないよう にし、作業後に手を洗ってください。</p> <p>→具体的な方法例：①ビニール袋に密閉して処理</p>

○取組の見える化等

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>18 □ 掲示物やホームページ等で、感染防止対策を講じている 19 □ ことを周知している。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→三重県の公式ホームページ（三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト）で案内している 掲示物や、業界や各自で作成したチェックシートを活用してください。</p> <p>→具体的な方法例：①ホームページで公開 ②施設内の見やすいところに掲示</p>

【土産物店：必須】

○感染疑いがある場合の対応

(1) 来店者に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>20 □ 来店者が感染疑いのある症状となった場合、初期対応を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→退店いただくか、速やかに別室へ移し隔離してください。</p> <p>→対応する従業員は、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じてください。</p> <p>→必要な場合、救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに、事後の状況を把握してください。</p> <p>→高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応をするようにしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①初期対応について従業員に周知 ②初期対応にかかるマニュアルの策定</p>
<p>19 21 □ 来店者に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡するようし、その指示に従っ案内している（従うこととしている）。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>・感染疑いがある場合は、来店者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請するとともに、従業員からも「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>→速やかな連携が図れるよう、所管の「受診・相談センター」との連絡体制を整えておいてください。</p> <p>→具体的な方法例：①連絡方法等について従業員に周知 ②連絡方法等にかかるマニュアルの策定</p>
<p>22 □ 保健所が行う感染者追跡調査等の結果、感染者が施設を利用していたことが判明した場合、感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→感染者が店舗を利用していたことが判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。</p> <p>→保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。</p> <p>→来店者の感染が判明し、施設の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。</p> <p>→具体的な方法例：①判明した場合の対応方法について従業員に周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</p>

【土産物店：必須】

(2) 従業員に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>20 23 □ 従業員が発熱・風邪症状・体調不良の場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が発熱や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、体調不良（倦怠感など）がある場合には、出勤停止（自宅待機または帰宅）としてください。（家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。）</li> <li>・具体的な方法例：①発熱等の対応方法について従業員に周知 ②発熱等の対応方法にかかるマニュアルを策定</li> </ul>
<p>21 24 □ 従業員が感染もしくは感染疑いがある、濃厚接触者として判断された場合は、就業を禁止している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</li> <li>・具体的な方法例：①感染等の対応方法について従業員に周知 ②感染等の対応方法にかかるマニュアルを策定</li> </ul>
<p>22 25 □ 従業員が発熱・風邪症状・体調不良、感染疑いがある場合の対応を従業員に周知徹底している。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</li> <li>→具体的な方法例：①従業員に対し、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供</li> <li>②従業員が、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底できるよう、会議や打合せの場で周知</li> </ul>
<p>26 □ 従業員に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡を行うなど適切に対応を行っている（行うこととしている。）。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染疑いがある場合は「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</li> <li>→具体的な方法例：①「受診・相談センター」への連絡について従業員に周知 ②「受診・相談センター」への連絡にかかるマニュアルの策定</li> </ul>
<p>27 □ 従業員の感染が判明した場合の感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている。）。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が感染した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。</li> <li>→保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。</li> <li>→従業員の感染が判明し、施設の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。</li> <li>→具体的な方法例：①判明した場合の対応方法について従業員に周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</li> </ul>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【土産物店：選択1-5-10項目】

基準項目	説明・具体的な方法例
<del>○ 顧客が自ら取り分ける販売方法あり</del> <del>○ 顧客が自ら取り分ける販売方法なし</del> <del>【該当する場合は「1」をチェックしてください】</del>	
1 <input type="checkbox"/> 顧客が自ら取り分ける販売方法について、感染リスク削減のため工夫を行っている。  （具体的な方法：_____）	<del>・惣菜・ベーカリー等、顧客が自ら取り分ける販売方法について、局所的な混雑緩和や接触機会を減らす観点から対策を行ってください。</del> <del>・具体的な方法例：①パック販売、袋詰め販売に変更</del> <del>②販売員が取り分ける販売に変更</del>
○ 試食販売あり      ○ 試食販売なし 【該当する場合は「12～35」をチェックしてください】	
2 <input type="checkbox"/> 試食販売スペースに、従業員を常駐させている。	<del>→ 試食販売を行う場合、従業員を常駐させ、感染症対策の徹底がなされているか確認できるようにしてください。</del>
1 <input type="checkbox"/> 販売員が基本的な感染防止対策を行っている。  （具体的な方法：_____）	・ここでの基本的な感染防止対策とは、マスク等の着用、対人距離の確保、大声での呼び込みをしないことを言います。 <del>→ 具体的な方法例：①感染防止対策について販売員に周知</del> <del>②感染防止対策にかかるマニュアルの策定</del>
2 <input type="checkbox"/> 試食する来店者に対し感染防止対策を呼びかけている。  （具体的な方法：_____）	・ここでの感染防止対策とは、試食中は会話を控えること、試食時以外のマスク着用、飲食前後の手指消毒、対人距離の確保のことを言います。 <del>→ 具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請</del> <del>②アナウンス放送による要請</del> <del>③従業員による呼びかけ</del>
3 <input type="checkbox"/> 試食の提供について、感染防止対策を行っている。  （具体的な方法：_____）	・具体的な方法例：①試食前後の手指のみに用いる全ての器具・備品などのアルコール消毒を来店者に周知徹底する。 ②試食品は試食用の容器などに小分けし、カバーしたうえでトレーなどに置いて提供する。 ③一度来店者が手を触れた小分け品はその場で廃棄する。 ③④試食後に速やかに容器を廃棄できるようゴミ箱を配置する。

【土産物店：選択】

<p>○ イートインスペースあり      ○ イートインスペースなし 【該当する場合は「46～57」をチェックしてください】</p>	
<p>4 6 □ 利用者に対し感染防止対策を要請している。  (具体的な方法： )</p>	<p>・利用者に対し、少人数の家族等を除き対面での食事を避けることや、大声での会話を避けること、<b>飲食時以外はマスクを着用すること</b>を要請してください。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請 ②アナウンス放送による要請 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>5 7 □ テーブル・イス等の清掃又は消毒を実施の配置や間隔の確保に留意している。  -(具体的な方法： )-</p>	<p>→具体的な方法例：①異なるグループ間が、相互に対人距離をできるだけ1.2m（最低1m）以上確保できるようテーブルを配置している。 ②テーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で遮蔽している。</p>
<p><del>○ トイレあり      ○ トイレなし 【該当する場合は「8」をチェックしてください】</del></p>	
<p>8 8 □ トイレ利用時における注意事項について周知を行っている。  -(具体的な方法： )-</p>	<p>→ここでの注意事項とは、トイレの蓋がある場合は蓋を閉めて流すことや、トイレ使用後は手洗いや手指消毒を実施することを言います。 →具体的な方法例：①掲示物による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起</p>
<p>○ ハンドドライヤーあり      ○ ハンドドライヤーなし 【該当する場合は「69」をチェックしてください】</p>	
<p>6 9 □ ハンドドライヤー、共通のタオル等の使用に関し、適切に対応している。  (具体的な方法： )</p>	<p>・具体的な方法例：①ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用可能とします。共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオルを設置 ②ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオル等を設置するか、個人用のタオルを用意（宿泊客が各自のタオルを使用）。</p>
<p>○ 従業員用休憩スペースあり      ○ 従業員用休憩スペースなし 【該当する場合は「710～912」をチェックしてください】</p>	
<p>7 10 □ 従業員が休憩スペースを利用する際、基本的な感染防止対策を行っている。  -(具体的な方法： )-</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策とは、<b>マスク着用</b>、利用人数制限などによる対人距離確保（できるだけ1m以上）、対面で食事や会話をしないことを言います。 →具体的な方法例：①利用方法について従業員に周知 ②利用方法にかかるマニュアルの策定</p>

【土産物店：選択】

<p>8 11 <input type="checkbox"/> 十分な換気を行っている。  (具体的な方法： )</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。  ※換気基準は必須項目「施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり。</p>
<p>9 12 <input type="checkbox"/> 共用物品について、定期的な清拭消毒をし、感染防止対策を行っている。  <del>-(具体的な方法： )</del></p>	<p><del>→具体的な方法例：①定期的な清拭消毒</del></p>
<p><input type="radio"/> 建築物衛生法における特定建築物に該当する <input type="radio"/> 該当しない 【該当する場合は「1013」をチェックしてください】</p>	<p>・建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称「ビル管理法」）における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。 ※該当するかどうか不明な場合は、お問い合わせください。</p>
<p>10 13 <input type="checkbox"/> 建築物衛生法に基づく「空気環境の調整に関する基準」に従って、建築物を維持管理している。</p>	<p>・建築物衛生法における「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を満たすことになると考えられます。 ・詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p>
<p><del>○ エレベーターあり ○ エレベーターなし 【該当する場合は「14」をチェックしてください】</del></p>	
<p>14 <input type="checkbox"/> 利用人数制限を行っている。  <del>-(具体的な方法： )</del></p>	<p><del>→具体的な方法例：①重量センサーの調整による制限 ②足下誘導シールの使用 ③注意喚起の案内表示</del></p>
<p><del>○ 喫煙スペースあり ○ 喫煙スペースなし 【該当する場合は「15」をチェックしてください】</del></p>	
<p>15 <input type="checkbox"/> 利用者が密にならないよう工夫している。  <del>-(具体的な方法： )</del></p>	<p><del>→具体的な方法例：①対人距離の確保について掲示物等により注意喚起 ②利用人数を制限</del></p>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【土産物店：推奨1-1項目】

※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組として推奨する事項です。

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1 出入り事業者に対し、感染予防・健康管理に関する取組を促している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>具体的な方法例：①従業員への取組を参考にしながら、出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取組を促している。</p>
<p>2 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため対策を強化している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→感染防止対策のため特に導入しているものが対象です。</p> <p>具体的な方法例：①利用者の導線が重ならないための案内</p> <p>②自動扉（非接触型）の整備</p> <p>③自動水栓の整備</p>
<p>3 施設内の人が密集する共用エリアについて、換気の状態を分かりやすく図示している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→図は、給気箇所と排気箇所の空気の流れ（矢印）や窓等の換気方法（30分に1回、5分程度など）または機械の換気能力（毎時〇〇m<sup>3</sup>）を記載した簡易なもので十分です。</p> <p>具体的な方法例：①換気の状態について、来店者の見やすいところに掲示している。</p>
<p>4 三酸化炭素濃度を測定して密集の回避や適切な換気をしている。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→建築物衛生法に基づく三酸化炭素濃度の測定とは異なります。</p> <p>→来店者の密集を避けたり適切な換気を行うため特に対策をとっている場合が対象です。</p> <p>具体的な方法例：①CO<sub>2</sub>センサーの使用等により、来店者の密集の度合いや換気状況の把握に努め、適宜、来店者へ密集回避の呼びかけや換気の調整を行っている。</p>
<p>5 必要物資の準備・備蓄を行っている。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>具体的な方法例：①感染症対策に必要な物資の一覧表を作成し、十分な量を準備している。</p> <p>②緊急時にすぐに入手できるように手配している。</p> <p>③感染症対策に必要な物資について、平時から使用した分をその都度補充し、常に一定量を備蓄している。</p>
<p>6 来店者に「安心みえるLINE」を活用してもらえよう取り組んでいる。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→特にイベント等、濃厚接触の可能性が想定される場合に活用してください。</p> <p>→「安心みえるLINE」は、ある施設・イベント等の利用者の感染が判明し、不特定の方への感染の恐れが高いと判断される場合に、同じ場所を同じ時間帯に利用していた登録者にLINEメッセージでお知らせするものです。</p> <p><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm</a></p> <p>→事業者側の登録手続き等が必要です。</p> <p>具体的な方法例：①掲示物や立看板による呼びかけ</p> <p>②来店時に登録を呼びかけ</p> <p>③ホームページにて登録を呼びかけ</p>

【土産物店：推奨】

<p>7 日 従業員や来店者に「COCOA」を活用してもらえよう取り組んでいる。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→「COCOA」は、厚生労働省が開発した接触確認アプリです。新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a>          →具体的な方法例：①掲示物や立看板による呼びかけ          ②来店時に登録を呼びかけ          ③ホームページにて登録を呼びかけ</p>
<p>8 日 デジタルツールを活用して感染のリスクを低減させている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①AIカメラ等を利用した混雑状況確認・予想システムの導入          ②モバイルオーダーの導入</p>
<p>9 日 業務の継続性に配慮した対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①従業員の出勤停止等により通常の業務の継続が困難となる場合を想定し、優先的に継続する業務をあらかじめ選定したうえで、当該業務の人員体制を定めている。          ②重要業務について、属人化の解消を進めるとともに、従業員教育を通じて、遂行できる従業員を増やしている。</p>
<p>10 日 その他、独自の感染拡大防止対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①来店者に対し、来訪前14日前からできるだけ人ごみを避ける、外出を避けるなど、感染リスクを可能な限り低減するよう依頼          ②混雑する場合の利用人数制限や滞在時間制限</p>
<p>11 日 自社によるPCR検査を実施している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→従業員が感染した場合の早期発見により感染拡大防止につながります。          →具体的な方法例：①PCR検査キットを用意し、検温等により体調不良が認められた際に直ちに検査を行うこととしている。</p>